

公告 06- 第 2 号
2025 年 2 月 25 日

被保険者 各位

ディスコ健康保険組合
理事長 田村 隆夫

規約変更について

2025 年 3 月 1 日より、組合規約の一部を下記のとおり改定いたしますので、公告いたします。

記

1. 変更内容

第 50 条(準備金以外の積立金の保有方法)中「第 11 号」を「第 10 号」に改める。

附 則

この規約は、令和 7 年 3 月 1 日から施行する。

2. 変更内容理由

準備金以外の積立金の保有方法として「(11) 法第 150 条の規定による施設である土地及び建物」は対象外のため

3. 変更内容詳細 (新旧対照表)

新	旧
(準備金の保有方法) 第 49 条 準備金は、次の各号に掲げる方法によって保有しなければならない。 ただし、準備金のうち前 3 年度の保険給付に要した費用の平均年額の 12 分の 1 に相当する額については、第 1 号又は第 2 号の方法により保有しなければならない。 (1) 郵便貯金 (2) 臨時金利調整法（昭和 22 年法律第 181 号）第 1 条第 1 項に規定する金融機関への預貯金又は金銭信託（運用方法を特定するものを除く。）	(準備金の保有方法) 第 49 条 準備金は、次の各号に掲げる方法によって保有しなければならない。 ただし、準備金のうち前 3 年度の保険給付に要した費用の平均年額の 12 分の 1 に相当する額については、第 1 号又は第 2 号の方法により保有しなければならない。 (1) 郵便貯金 (2) 臨時金利調整法（昭和 22 年法律第 181 号）第 1 条第 1 項に規定する金融機関への預貯金又は金銭信託（運用方法を特定するものを除く。）

<p>(3) 公社債投資信託（外国債を運用の中心とするもの、又は外貨建外国債を運用対象として含むものを除く。）</p> <p>(4) 国債又は地方債</p> <p>(5) 政府保証債又は金融債</p> <p>(6) 担保付社債</p> <p>(7) 抵当証券</p> <p>(8) コマーシャルペーパー</p> <p>(9) 社会保険診療報酬支払基金への委託金</p> <p>(10) 健康保険組合が組合の共同目的を達成するために設置する施設及び組合の福祉事業として行う各種貸付事業への出資金</p> <p>(11) 法第150条の規定による施設である土地及び建物</p> <p>(12) その他（1）から（8）に類する形態であって、一般的に安全・確実と認められるもの</p> <p>2 介護納付金に係る準備金は、原則として前項第1号、または第2号の方法によって保有しなければならない。</p> <p>（準備金以外の積立金の保有方法）</p> <p>第50条 準備金以外の積立金は、前条第1号から<u>第10号</u>までの方法により保有しなければならない。</p> <p>附則</p> <p><u>この規約は、令和7年3月1日から施行する。</u></p>	<p>(3) 公社債投資信託（外国債を運用の中心とするもの、又は外貨建外国債を運用対象として含むものを除く。）</p> <p>(4) 国債又は地方債</p> <p>(5) 政府保証債又は金融債</p> <p>(6) 担保付社債</p> <p>(7) 抵当証券</p> <p>(8) コマーシャルペーパー</p> <p>(9) 社会保険診療報酬支払基金への委託金</p> <p>(10) 健康保険組合が組合の共同目的を達成するために設置する施設及び組合の福祉事業として行う各種貸付事業への出資金</p> <p>(11) 法第150条の規定による施設である土地及び建物</p> <p>(12) その他（1）から（8）に類する形態であって、一般的に安全・確実と認められるもの</p> <p>2 介護納付金に係る準備金は、原則として前項第1号、または第2号の方法によって保有しなければならない。</p> <p>（準備金以外の積立金の保有方法）</p> <p>第50条 準備金以外の積立金は、前条第1号から<u>第11号</u>までの方法により保有しなければならない。</p> <p>（追 加）</p>
---	---

以上